

年度	令和3年度			課長	副課長	係長	精算者	設計者
設計年月日	令和3年11月設計							
起工理由	鳥羽新田地区の土地区画整理事業の完了に伴う町名変更実施に向けて、街区表示板の取り付けを行うものである。							
位置	明石市鳥羽新田地区			施行方法 及び 期 限	直 営 委 託			
工種	業務委託				契約の翌日より令和4年3月31日まで			
委託名	鳥羽新田地区街区表示板取付位置調査及び取付業務委託							
委託概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画準備 1式 ・ 街区表示板取付位置調査 1式 ・ 街区表示板取付作業 1式 ・ 成果品作成 1式 							
委託費	当初設計額		当初請負額		摘要	前金払い	有 ・ 無	%以内
	変更設計額		変更請負額			部分払い	有 ・ 無	%以内
	増減		増減					

鳥羽新田地区街区表示板取付位置調査及び取付業務委託 内訳書

費目	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
計画準備		式	1.0			第1号代価表
街区表示板取付位置調査		枚	122			第2号代価表
街区表示板取付作業		枚	122			第3号代価表
成果品作成		式	1.0			第4号代価表
小計						①
諸経費		式	1.0			②
合計						③=①+②
消費税相当額		式	1.0			③×0.10
総計						

第1号 代価表

計画準備

1 式当り

用途	種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
計							

第2号 代価表

街区表示板取付位置調査

100 枚当り

用途	種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
計							100枚当り
							1枚当り

第3号 代価表

街区表示板取付作業

100枚当り

用途	種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量技師補				人			
測量助手				人			
計							100枚当り
							1枚当り

第4号 代価表

成果品作成

1 式当り

用途	種目	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
計							

鳥羽新田地区街区表示板取付位置調査及び取付業務委託仕様書

第1条（総則）

本仕様書は、明石市（以下「委託者」という）が発注する「鳥羽新田地区街区表示板取付位置調査及び取付業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。本仕様書において規定する事項は、別途定めのない場合を除き、受託者の責任において履行するものとする。

第2条（目的）

本業務は、住居表示に関する法律第8条に基づき、緊急車両及び集配者や訪問者に対して現在位置の把握を容易にしやすくすることを目的として、街区表示板（別図参照。）の取付位置調査及び取付を行うものである。

第3条（対象区域及び設置予定枚数）

本業務の対象区域及び設置予定枚数は、下記の通りとする。

なお、総対象面積は19.4haとする。

街区名	街区数	設置予定枚数（枚）
沢野3丁目	13	39
沢野南町1丁目	7	20
沢野南町2丁目	8	18
沢野南町3丁目	19	45
合計	47	122

第4条（業務内容）

本業務は、町名変更実施区域内の各街区の電柱等に本市支給の樹脂バンド等を用いて街区表示板を取り付ける。街区表示板取付場所については、事前調査を行い、取付予定箇所を図示し、取付枚数等をまとめ、報告を行い、決定するものとする。街区表示板取付後、報告書を作成し、納品を行うものとする。

第5条（成果品の納入期限）

本業務の納入期限は令和4年3月31日までとする。

第6条（貸与資料等）

- | | |
|----------------|------|
| (1) 調査用地図（白地図） | 1式 |
| (2) 街区表示板 | 122枚 |
| (3) 樹脂バンド | 1式 |
| (4) その他必要な資料 | 1式 |

第7条（疑義）

受注者（以下「受託者」という）は、本業務の実施に際し、本仕様書及びその他の設計図書に疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ、解決しなければならない。

第8条（契約変更）

本業務は業務の性質上、調査数量に増減が生じる場合があるが、数量の僅かな増減に関しては契約変更の対象としないものとする。ただし、僅かな増減とは、取付する街区表示板10枚以内とする。

第9条（現地作業）

- (1) 受託者は、街区表示板の取付を行う際は、住居表示制度及び作業内容を熟知し、言葉遣い、態度等にも十分注意し、住民の感情を刺激することのないようにしなければならない。
- (2) 受託者は、現地作業に際して、住民の日常生活、車両、歩行者の通行等において、付近関係者の妨げになることのないよう安全かつ適正に作業を行わなければならない。
- (3) 受託者は、現地作業に際して、委託者の指示を厳守し、作業時は常に腕章を着用のうえ、委託者発行の身分証明書を必ず携行し、住民からの要請があればこれを提示しなければならない。
- (4) 受託者は、街区表示板の取付に当たっては、取付後に落下、はみだし等による通行人等への事故を生じないように十分に注意のうえ、正確に作業を行わなければならない。

第10条（技術者要件）

本業務に従事する主任技術者は、測量士の資格を有し、業務の全般にわたり技術的な管理を行わなければならない。

第11条（機密の保持及び品質保持等）

受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を委託者の許可なく、他に公表、貸与又は使用してはならない。そのため、機密の保持及び品質保持等の観点から下記資格を全て取得しているものとし、着手時に認証を証明する書類を提出すること。

- (1) JISQ15001（プライバシーマーク）
- (2) IS027001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (3) IS09001（品質管理システム）

第12条（守秘義務）

受託者は、本業務の遂行上、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第13条（検査及び完了）

本業務は、成果品の検査合格をもって完了とする。ただし、完了後であっても誤謬が発見された場合は、受託者は自らの費用により修正及び再作業を行わなければならない。

第14条（計画準備）

本業務に際して事前準備を行い、工程表及び業務計画書を委託者へ提出しなければならない。

第15条（街区表示板取付位置調査）

- (1) 受託者より貸与する白地図に整備対象区域の街区を明示し、調査素図を作成する。
- (2) 取付予定箇所は原則、電柱とし、建物の壁や塀への取付は行わない。
- (3) 調査素図を基に街区表示板の取付予定箇所について事前調査を行う。
取付予定箇所はデジタルカメラで撮影し、取付方向、場所が判断できるようにする。原則、撮影は正面から1カットとする。
- (4) 取付予定箇所を素図上へ図示し、取付枚数をまとめる。
- (5) 委託者と協議の上、取付箇所図を作成する。なお、取付箇所についてわかりやすく整理するため以下の記号で分類する。
 - ① 関電柱は赤●で図示する。
 - ② NTT柱は青▲で図示する。
 - ③ その他は協議による。

第16条（街区表示板取付作業）

- (1) 電柱への取付に際しては、事前に関西電力、NTT等の管理会社へ承諾を得るとともに、許可申請が必要な場合は、申請に必要な資料を作成するものとする。なお、申請については委託者が実施する。
- (2) 本市支給の街区表示板、樹脂バンド等を用いて街区表示板を取り付ける。
- (3) 取付位置は原則として街区表示板の下端が地上から約1.6mの位置とし、通行人又は車中等から見やすい向きで設置するよう配慮する。ただし、取付位置に他の案内板や看板等が既にある場合、これらの表示板と混同しないよう取り付ける。また、取付困難な場合は委託者と協議する。
- (4) 取付箇所はデジタルカメラで撮影し、取付方向、場所が判断できるようにする。原則、撮影は正面から1カットとする。取付箇所図に変更箇所があった場合は、修正を行う。

第17条（成果品作成）

街区表示板取付後、報告書を作成し、納品を行う。

なお、成果品は下記のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 業務報告書 | 1部 |
| (2) 街区表示板取付箇所図 | 1式 |
| (3) 街区表示板設置前後の現地写真 | 1式 |
| (4) 上記すべての電子データ | 1式 |

街区表示板

- 1 規 格 縦560mm 横120mm 厚さ0.6mm
- 2 バンド穴 4箇所（バンド穴サイズ 縦12mm 横2mm）

